

子発 0228 第 4 号
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)
に基づく人材確保に向けた取組について

児童虐待防止対策の推進について、平素より格段の御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

児童相談所及び市町村の体制整備については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において、2019 年度から 2022 年度までの計画を策定し、地域における相談体制と専門性強化を進めるようお願いしているところである。

本日、「児童虐待死の再発を防止する厚生労働省・文部科学省合同プロジェクトチーム」において、新プランで掲げる専門職の確保及び専門性強化に向け改めて留意すべき事項について、別添のとおり決定したので、各都道府県等におかれは、必要な対応を行っていただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 号の規定に基づく技術的助言である。

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)

に基づく人材確保に向けた取組について

平成 31 年 2 月 28 日
厚生労働省子ども家庭局

児童相談所及び市町村の体制整備については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において、2019 年度から 2022 年度までの計画を策定し、地域における相談体制と専門性強化を進めるようお願いしているところである。

今般、その際の人材確保について、改めて留意すべき事項について整理し、地方自治体に向けて周知を行うものである。

1. 児童相談所関係

◆新プランにおいて、児童相談所について、児童福祉司を 2017 年度の約 3,240 人から 2,020 人程度増員することなどを定めている。

◆新プランの初年度である 2019 年度においては、児童福祉司を 1,070 人程度増員することを目標としており、これを踏まえた地方交付税措置(注)が講じられる予定である。

(注) 標準団体(人口 170 万人当たり)

児童福祉司 58 名(対前年度 16 名増)、

児童心理司 22 名(対前年度 4 名増)

なお、保健師は従前より 3 名措置されている。

◆新プランに掲げる目標を着実に達成し、児童相談所の体制の抜本的強化を直ちに実行するため、地方自治体においても、

- ・新プランに基づく増員時期に当たり、児童相談所の組織としての専門性を確保する観点から、積極的に、児童相談所配属経験者の再配置、児童相談所 OB 職員の再任用等を行うこと
- ・専門職の確保及び専門性強化に資する予算制度(注)を積極的に活

- 用することなどにより、児童福祉司の専門職採用、専門性の高い人材の育成を計画的に進めること
- ・ 里親委託の着実な推進を図るため、積極的に里親養育支援経験者を児童福祉司に任用すること
 - ・ 個々の児童福祉司等が必要な専門性を確保できるよう人事異動サイクルの見直しを行うこと
 - ・ 地域における児童虐待防止体制を強化するため、児童福祉司等について、児童相談所設置自治体間での人事交流や児童相談所・市町村間での人事交流を積極的に行うこと
- など、必要な対応を図ること。

(注) 専門職の確保等に資する予算制度

○児童福祉司等専門職採用活動支援事業【新規】

都道府県等が福祉系大学や専門学校、高校等との連絡調整や、学生向けセミナー企画やインターンシップ企画などを行い、児童福祉司等の専門職の確保するための非常勤職員配置又は委託に必要な費用の補助を創設。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 4,184 千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

○虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修等を実施する研修センターについて、子どもの虹情報研修センター（横浜市）に加え、西日本においても研修を実施する拠点を設けることができるよう、虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充。

【実施主体】 西日本で事業を適切に実施することができる自治体

【補助基準額（案）】 72,944 千円

【補助率】 定額

○児童相談所の専門性向上に関する研究（子ども・子育て支援推進調査研究事業（委託費））【新規】

国が主催するブロック単位の研修（※）を開催するとともに、さらなる児童相談所の専門性向上に向けた支援策の検討等を行うための調査研究を実施。

【実施主体】 国

※児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修。

2. 市町村関係

◆新プランにおいて、市町村については、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することなどを定めている。(2017 年度実績：106 市町村)

◆新プランの初年度である 2019 年度においては、子ども家庭総合支援拠点を 800 市町村に設置することなどを目標としており、これを踏まえた地方交付税措置（注）が講じられる予定である。

（注）標準団体（人口 10 万人当たり）

子ども家庭総合支援拠点の職員 1 名（新規）

要保護児童対策地域協議会調整機関調整担当者 1 名（新規）

◆新プランに掲げる目標を着実に達成し、市町村における相談支援体制の強化を直ちに実行するため、

- ・子ども家庭総合支援拠点の「立ち上げ支援マニュアル」を作成
- ・学識経験者等のアドバイザーが市町村に対し、「立ち上げ支援マニュアル」を活用した技術的助言を実施
- ・平成 31 年度予算案において、開設準備経費（開設期間中の人件費、改修費）を計上

などの施策を通じて、市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置促進を全面的にバックアップしていく。

（注）専門職の確保等に資する予算制度

○児童虐待防止対策研修事業（市町村向け研修会）【拡充】

子ども家庭総合支援拠点の設置促進や市町村職員の専門性の向上を図ることを目的とし、都道府県が実施する市町村向け研修会について、実施回数の増加を図るため、補助単価を拡充。(補助単価：年 4 回分→年 12 回分)

【補助基準額（案）】 1 か所当たり 1,511 千円

○市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

<運営費補助> 【拡充】

・子ども家庭総合支援拠点の子ども家庭支援員のうち、常勤配置を必須としている職員の人件費は地方交付税措置が行われる予定。その他の子ども家庭総合支援拠点の運営に必要な費用として、非常勤職員の人件費等を補助。

【補助基準額（案）】（直営の場合）

小規模 A 型（児童人口概ね 0.9 万人未満）： 3,725 千円

小規模B型（児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満）：9,502千円
小規模C型（児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満）：15,781千円
中規模型（児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満）：21,053千円
大規模型（児童人口概ね7.2万人以上）：39,057千円

- ・上記に加え、子ども家庭総合支援拠点において、法的・医学的な知見を踏まえた対応ができるよう弁護士や医師等の嘱託費用の補助を創設。

【補助基準額（案）】 1か所当たり 360千円

＜開設準備経費＞【新規】

子ども家庭総合支援拠点の開設に必要な改修費や開設準備期間における非常勤職員の人件費を補助。

【補助基準額（案）】 1か所当たり 7,678千円

○虐待・思春期問題情報研修センター事業【再掲・拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修等を実施する研修センターについて、子どもの虹情報研修センター（横浜市）に加え、西日本においても研修を実施する拠点を設けることができるよう、虐待・思春期問題情報研修センター事業を拡充。

【実施主体】 西日本で事業を適切に実施することができる自治体

【補助基準額（案）】 72,944千円

【補助率】 定額